

省エネ（熱損失防止）改修を行った住宅の 固定資産税の減額措置

（令和 8 年 4 月 1 日作成）

省エネ改修された住宅で、次の要件にあてはまる場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額の 3 分の 1 が減額されます。

1 要件

(1) 改修住宅

ア 平成 26 年 4 月 1 日以前からある住宅〔専用住宅、併用住宅（居住部分の割合が 2 分の 1 以上）〕 ※賃貸住宅は除く。

イ 改修後の床面積が 40 m²以上 240 m²以下であること
（区分所有家屋の場合、専有部分の面積が対象。令和 8 年 3 月 31 日までに改修された住宅は床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること。）

(2) 減額対象工事

ア 窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）

イ 天井、床、壁（外気等と接するものの工事に限る）の断熱改修工事（窓の改修工事を含む）

ウ 太陽熱利用冷温熱装置、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式給湯器、燃料電池コージェネレーションシステム、エアコンデショナー、太陽光発電設備の取替又は取り付けに係る工事

※窓の改修工事をしない断熱工事は適用外

※改修工事により、それぞれの改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになるものが対象

(3) 工事費用

ア (2)ア、イに係る減額対象工事費用合計が 60 万円以上のもの

イ (2)ア、イに係る工事費用の合計が 50 万円以上で、(2)ウの工事費用と合わせて 60 万円以上のもの

※ア及びイの費用のうち、補助金等を充てる部分を除く

(4) 工事期間

令和 13 年 3 月 31 日までに改修工事が完了したもの

2 提出書類

- (1) 省エネ改修に係る固定資産税減額申告書
- (2) 省エネ改修の領収書
- (3) 省エネ基準に新たに適合することになった証明書
※登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するもの
- (4) 納税義務者の住民票の写し（市外在住の方のみ）
- (5) 補助金等の内容が確認できる書類（補助金等を受けている場合）
- (6) 認定通知書の写し（認定長期優良住宅の場合のみ）

3 申告期限

改修工事完了後 3 か月以内

4 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度のみ

5 減額される税額（居住部分のみで都市計画税は対象外）

改修住宅 1 戸あたり 1 2 0 平方メートル相当分の固定資産税額 3 分の 1 を減額（長期優良住宅の認定を受けた場合は 3 分の 2）

※各種の軽減制度の内、省エネ改修とバリアフリー改修の減額制度は併せて適用（1 戸あたり 1 0 0 平方メートル分までを 3 分の 2、1 0 0 平方メートルを超え 1 2 0 平方メートル分までを 3 分の 1 減額）することが可能

6 申告及びお問い合わせ先

〒 2 5 7 - 8 5 0 1 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

秦野市役所 資産税課 家屋償却資産担当

電話 0 4 6 3 - 8 2 - 5 1 1 1（代表）内線 2236・2237・2238

0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 1（直通）